

五所小学校いじめ防止基本方針

筑西市立五所小学校

令和7年2月10日改訂

1 目 的

児童の尊厳を保持するため、いじめ防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）のための対策に関し、その基本的事項を定めることにより、いじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進する。

2 いじめの定義

＜いじめ防止対策推進法第2条より抜粋＞

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。起こった場所は学校の内外を問わない。

3 いじめ防止等の基本理念

＜いじめ防止対策推進法第3条より抜粋＞

- ・いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- ・いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- ・いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

4 未然防止のための取組

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。

特別の教科道徳では、命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」として、いじめに加担していることを知らせる。

(1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくり

① 一人一人のよさを認め、称賛する場の工夫

係活動や委員会活動の活性化を図り、全ての児童が活躍できる場を設けるように努める。また、そのがんばりを帰りの会等で称賛する。

② 話し合い活動の充実

自分たちの問題として、「いじめをしない、させない、許さない」の意識化を図るため、話し合いを通して解決させる活動を多く取り入れる。

③ 道徳教育の充実

各学年の指導の重点をおさえ、「いじめはいけないこと」「いじめを許さないこと」等に係る心情・態度を育成するとともに、思いやりのある児童の育成に努める。

(2) 児童一人一人の社会性や自己有用感・自己肯定感を高め、自尊感情を育む教育活動の推進

① 縦割り班活動の充実

本校は小規模校であり、児童のほとんどが学区内の保育園から入学してくるため、人間関係が固定化されやすい。また、人とうまく関わることができず、ささいなことでトラブルとなり、登校しづい傾向を示す児童の出現も心配される。そこで、よりよい人間関係を築く力を育成するために、高学年としてのリーダーシップを発揮できる場を確保する。また、教育活動の中でできるだけ、縦割り班（異年齢集団）による活動を取り入れる。

＜例＞ 日々の清掃活動、児童集会、縦割り班遊び等

② 高齢者施設等との交流活動

思いやりの心を育成するために、学区内にある高齢者施設や社会福祉施設と全学年が交流する（年1回程度）。訪問時の発表や活動内容を学級で話し合い、準備・練習して当日を迎える。また、訪問後には活動を振り返る場を設け、児童がお年寄りや施設の利用者を喜ばせている、役に立っているという自己有用感を味わえるようにする。

5 早期発見に向けての取組

(1) いじめの早期発見

「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていく。

- ① 職員会議や職員集会等で情報交換
- ② 児童対象の「学校生活に関するアンケート」を年10回（月末月曜日）実施
- ③ 保護者対象の「家庭用いじめ発見チェックリスト」を学期に1回（5月、10月、2月）実施
- ④ 教育相談を年2回（6月、11月）実施
- ⑤ オンライン相談窓口の設置・運用
- ⑥ 相談ポストの設置・運用

(2) 校内研修の充実

学校いじめ防止基本方針の確認や訂正、いじめの対応等を研修し、全ての教員がいじめに対して「いじめは絶対に許されないものである。」という毅然とした態度で対応できるようにする。

6 いじめ事案への対応

(1) いじめの早期解決（生徒指導体制整備）

- ① いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、校長以下全ての教職員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
- ② 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- ③ 傍観者の立場にいる児童にも、いじているのと同様であるということを指導する。
- ④ いじめられている児童の心の傷を癒すために、養護教諭と連携を取りながら心のケアを行っていく。必要に応じて各種団体やスクールカウンセラー等の専門家と協力をして解決にあたる。

(2) 家庭や地域、関係機関と連携した取組

- ① 学校のいじめ防止に関わる方針・対応について、適宜機会を設け情報を発信し、連絡体制の構築に努める。
- ② いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かす。決して学校内だけで問題解決をしない。
- ③ 学校や家庭、地域にはなかなか話すことができないような状況であれば、「いじめ・体罰防止サポートセンター」等の相談窓口の利用も検討するよう声をかける。

7 いじめ対策委員会の設置

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、当該学級担任による「いじめ対策委員会」を設置する。必要に応じて委員会を開催する。

8 重大事態への対処

※速やかに教育委員会に連絡し、教育委員会の指導により適切に対処する。

※いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、警察等との連携を図る。

- ① いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める時
- ② いじめにより相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める時

<①の場合>

- ・緊急いじめ対策委員会を開催し、迅速な対応を行う。

※いじめ対策委員会のメンバーに、

P T A本部役員、民生委員、青少年育成市民の会会長、五所コミュニティセンター長を加える。

<②の場合>

- ・いじめられた児童を徹底して守り抜くことを伝え、不安を除去する。
- ・いじめた児童には、自らの行為の責任を自覚させる。必要に応じて、別室において指導したり、出席停止制度を活用したりして、いじめられた児童が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る。

9 いじめ防止基本方針及びいじめ対策委員会の見直し

いじめ防止に対するより実効性の高い取組を実施するために、基本方針の内容及び対策委員会の組織・運営等については随時見直しを図る。

いじめが起こった場合の組織的対応の流れ（フローチャート）

